

○こうち人づくり広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

平成14年12月 1 日
条 例 第 7 号

改正 令和 2 年 2 月 21 日 条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関して定めることを目的とする。

(地方公共団体又は国の事務等と密接な関連を有する業務を行う法人)

第 2 条 法第29条第 2 項に規定する条例で定める法人は、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第 7 条の 2 第 1 項に規定する公庫等とする。

(懲戒の手續)

第 3 条 懲戒処分としての戒告、減給、停職又は免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。ただし、戒告は口頭によることができる。

(減給の効果)

第 4 条 減給は、1 年以下の期間、給料の月額 $\frac{5}{100}$ 以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。

2 法第22条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「報酬の額（こうち人づくり広域連合職員の給与に関する条例（平成14年条例第16号）第 2 条第 2 項の規定により例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）第25条の 3 の規定により報酬として加算して支給する額を除く。）」とする。

(停職の効果)

第 5 条 停職の期間は、1 日以上 1 年以下とする。

2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。

3 停職者は、停職の期間中いかなる給与も支給されない。

(実施規定)

第 6 条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年12月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。